

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月29日
【会社名】	株式会社オービックビジネスコンサルタント
【英訳名】	OBIC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 和田 成史
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
【電話番号】	03(3342)1880
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長管理本部長 和田 弘子
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
【電話番号】	03(3342)1880
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長管理本部長 和田 弘子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年6月27日開催の当社第43回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2022年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金35円この場合の配当総額は2,630,877,410円

その他の剰余金の処分に関する事項

増加する剰余金の項目とその額 別途積立金 9,000,000,000円

減少する剰余金の項目とその額 繰越利益剰余金 9,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更する。

(1) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定める。（変更後定款第14条第1項）

(2) 書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を制限するための規定を設ける。（変更後定款第14条第2項）

(3) 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定を削除する。（変更前定款第14条）

(4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設ける。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、野田順弘、和田成史、和田弘子、唐鎌勝彦、荻野俊夫、橘昇一、伊東千秋、沖原隆宗及び川西篤の各氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	693,974	629	90	(注)1	可決 99.85%
第2号議案	694,175	428	90	(注)2	可決 99.88%
第3号議案				(注)3	
野田 順弘	524,264	170,338	90		可決 75.44%
和田 成史	615,451	79,150	90		可決 88.56%
和田 弘子	679,015	15,588	90		可決 97.70%
唐鎌 勝彦	686,995	7,608	90		可決 98.85%
荻野 俊夫	687,061	7,542	90		可決 98.86%
橋 昇一	580,584	114,017	90		可決 83.54%
伊東 千秋	684,300	10,303	90		可決 98.46%
沖原 隆宗	687,880	6,723	90		可決 98.98%
川西 篤	580,870	113,731	90		可決 83.58%

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前営業日までの事前行使及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、賛成、反対及び棄権の確認ができていない株主の議決権数は加算しておりません。